

Reuse (再生)

～このまちの**魅力**をみらいへ～



Reuse (再生) ～このまちの魅力を未来へ～

令和5年9月10日(日)

公益社団法人益田青年会議所

目次

第1章 公益社団法人益田青年会議所	P 2
第2章 Reuse (再生) ～このまちの魅力を未来へ～	P 4～10
2-1 事業概要	(P 4)
2-2 背景、そして想い	(P 5～9)
2-3 Reuse (再生) ～このまちの魅力を未来へ～	(P 10)
第3章 モデルケース	P 10～17
第4章 まとめ	P 18



第1章 公益社団法人益田青年会議所

○公益社団法人益田青年会議所とは

「明るい豊かな社会の実現」を同じ理念とし、20歳から40歳までの青年世代がこのまち（益田市、津和野町、吉賀町）を舞台に活動・運動をおこなう団体です。

○公益社団法人益田青年会議所の中長期計画

「このまちのひとが笑顔で住み暮らし続けられるまちづくり」

公益社団法人益田青年会議所では2020年～2024年の5年間においてこのまち（益田市、津和野町、吉賀町）に対して、「このまちのひとが笑顔で住み暮らし続けられるまちづくり」をスローガンに掲げ、この計画に基づいて活動を行っております。

対外中長期ビジョン



この中長期計画の三本柱として、

「経済」、「環境」、「人財教育」があります。

この3つの柱を主軸として活動をおこなっています。

また、この中長期計画の数値指標として

このまちの定住人口を2024年時点で 53,958人 と設定しております。

具体的に、この三本柱にはそれぞれ下記のような目標を掲げております。



「自立した経済の創出」



「このまちの特性を生かした人財開発」



「住み暮らしたくなる環境づくり」

この目標に沿って、2020年～2024年の5年間の対外事業をおこなっております。
2021年～2022年では下記のような事業をおこないました。

2021年度

このまち応援プロジェクト～あなたの選択 このまちの未来へ～

事業目的：

このまちのひと、このまちに住み暮らす可能性があるひとに、
益田圏域が定住圏となる選択肢をもってもらふこと



2022年度

このまちまるごと体験博

事業目的：

将来について考え始める時期からこのまちに住みたい気持ちを
養うことが重要である。子どもたちに、このまちの魅力と
可能性を深く知ってもらい、このまちに住みたい 気持ちを
育むことを目的とする

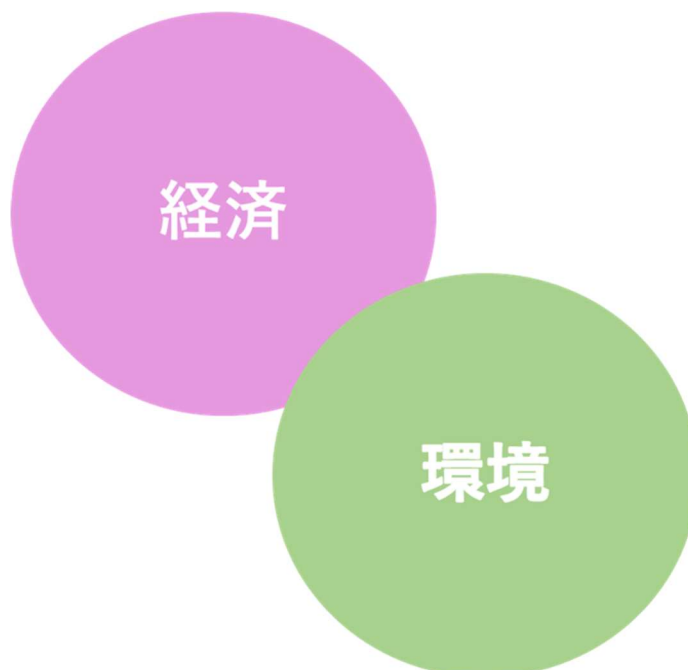


第2章 Reuse（再生）～このまちの魅力を未来へ～

2-1 事業概要

2023年度公益社団法人益田青年会議所が掲げる事業

Reuse（再生）～このまちの魅力を未来へ～



事業目的：

このまちの資源を再活用し、このまちの魅力を未来へ繋げること

経済

～自立した経済の創出～

このまちを支えてきた第一次産業の重要性を改めて知り、この産業を支えてきた土地（農地）を資源として再活用を進める。そして持続的に地域内の経済循環を高めることを目的とする。

環境

～住み暮らしたくなる環境づくり～

このまちの自然環境の魅力を再利用することで、このまちの土地（農地）の魅力を未来へ繋げることを目的とする。

2-2 背景、そして想い

まず、本事業でのこのまち魅力とは「このまちの第一次産業を支え、自然と共存しながら恵みをもたらしてきた農地や土地とその周辺の自然環境」と定義しております。

しかしながら、現在高齢化や担い手不足の影響もあり、このような土地は減少しています。

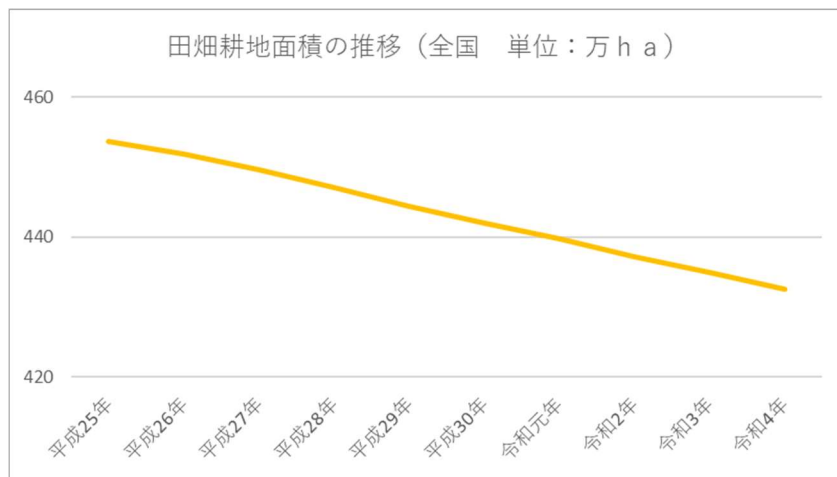
まず、全国の状況です。

単位：ha

年度／区分	耕地面積	田	畑			
			計	普通畑	樹園地	牧草地
平成25年	4,537,000	2,465,000	2,072,000	1,161,000	299,500	611,100
平成26年	4,518,000	2,458,000	2,060,000	1,157,000	295,600	607,800
平成27年	4,496,000	2,446,000	2,050,000	1,152,000	291,400	606,500
平成28年	4,471,000	2,432,000	2,039,000	1,149,000	287,100	603,400
平成29年	4,444,000	2,418,000	2,026,000	1,142,000	282,700	601,000
平成30年	4,420,000	2,405,000	2,014,000	1,138,000	277,600	598,600
令和元年	4,397,000	2,393,000	2,004,000	1,134,000	273,100	596,800
令和2年	4,372,000	2,379,000	1,993,000	1,130,000	268,100	595,100
令和3年	4,349,000	2,366,000	1,983,000	1,126,000	263,200	593,400
令和4年	4,325,000	2,352,000	1,973,000	1,123,000	258,600	591,300

(出典) 農林水産省統計部「耕地及び作付け面積統計」

表とグラフは、平成25年～令和4年までの全国の田畑の状況を表したグラフです。田畑耕地面積は平成25年から令和4年までの10年間で約212,000haの田畑が減少しています。1年間で約21,200haの田畑が減少していることになります。



区分別にみても、平成25年～令和4年で田が113,000ha、畑99,000ha減少しています。

続いて、このまちの現状です。

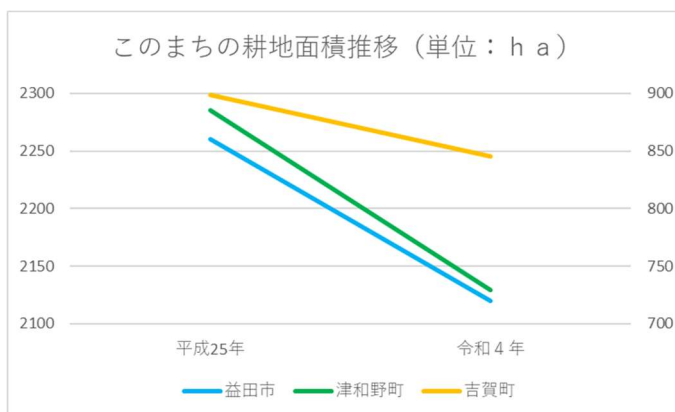
単位：h a

年度／区分	益田市			津和野町			吉賀町		
	耕地面積	田	畑	耕地面積	田	畑	耕地面積	田	畑
平成25年	2,260	1,580	680	885	699	186	899	765	134
平成26年	2,230	1,570	666	831	660	171	886	763	123
平成27年	2,220	1,560	657	837	672	165	879	760	119
平成28年	2,200	1,550	654	831	668	163	857	743	114
平成29年	2,180	1,530	648	797	652	145	841	730	111
平成30年	2,170	1,530	645	787	645	142	836	725	111
令和元年	2,160	1,510	642	773	639	134	836	723	113
令和2年	2,140	1,510	637	758	626	132	839	725	114
令和3年	2,130	1,500	633	748	616	132	843	727	116
令和4年	2,120	1,490	631	729	602	127	845	727	118

(出典) 農林水産省統計部「耕地及び作付け面積統計」

このまちにおいても減少が続いています。平成25年から令和4年までの10年間で益田市が約140 h a、津和野町で約156 h a、吉賀町で約54 h aの耕地面積が減少しています。

10年間全てにおいて減少が続いており、問題は進んでいくことが予想されます。

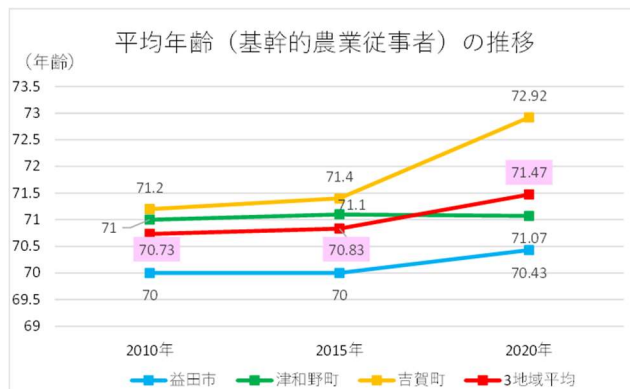
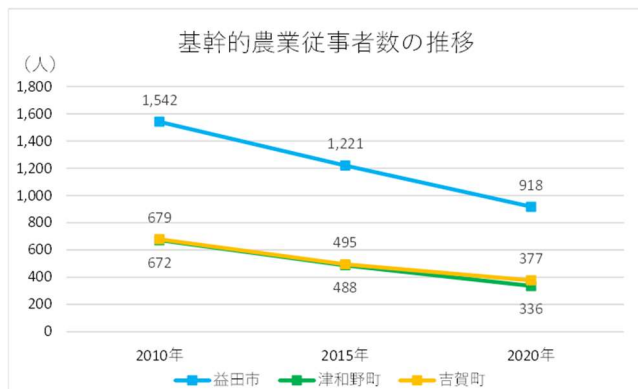


次に、このまちの基幹的農業従事者数の推移です。(下記グラフ 出典：農業センサス)

地域農業を支えている基幹的農業従事者の平均年齢は上昇傾向にあり、2020年現在は71.47歳となっています。また、基幹的農業従事者数は大幅な減少が続いており、益田市では5年間で約300人の減少、津和野町と吉賀町でも5年間で約100～200人の減少がみられます。

このことから、今後ますます農業を支える担い手の高齢化、後継者不足がより深刻化することが予想され、これに伴って耕作放棄地も増えることが考えられます。

※基幹的農業従事者・・・自営農業を主として従事した世帯員のうち、主に自営農業に従事している者を示す。



農林水産省をはじめ、県・市町村が耕地面積維持のために、実施している方法は主に下記の8項目があります。

- ① 地域・集落の共同活動
- ② 鳥獣害対策
- ③ 農地中間管理機構
- ④ 基盤整備
- ⑤ 新規就農者
- ⑥ 企業参入
- ⑦ 高付加価値化
- ⑧ 農福連携

以上のような、方法に対して各種補助金等をあてて、対策を推進しています。

荒廃農地発生防止と解消の取り組みの中で、この事業では③農地中間管理機構について着目しました。

農地中間管理機構（農地バンク）とは



この方法によって受け手（土地を借りる人）はまとまった農地、そして土地が良い状態で借りることが可能となり、大規模化や新規就農のハードルが下がります。しかしながら、全ての土地がこのように上手く利用が繋がるとは限りません。その理由として耕地面積は前述の通り、年々減っているからです。

利用しやすい農地であれば前述であげた8項目の方法で解消は可能となるでしょう。そこに該当しない、利用しにくい農地はどうなるのか。ここに方法論がないことが、この問題が解消できず、減少が続いてしまう原因と考えました。

その原因とは何なのか、この問題を調査・関係者へのヒアリングを続ける中で、この問題のキーワードに当たりました。それが、「農地はあくまで農地」という言葉です。

農地を守るために農地以外の利用には制限がかかり、許可なく行った場合は罰則等もあります。また、農地にも区分が分かれており、農地転用ができない農地も存在します。

区分	立地基準	一般基準
農用地区域内農地	原則不許可	<ul style="list-style-type: none"> ・転用の確実性がない場合 ・周辺のうちへの被害防除措置が適切でない場合 ・農地利用の集積に支障をきたす場合 ・農地への原状回復が確実と認められない場合 これらに該当する場合は不許可
甲種農地	原則不許可	
第1種農地	原則不許可	
第2種農地	第3種農地に立地困難な場合、許可	
第3種農地	原則許可	

農地法

目的（第一条）

この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするのを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

定義（第二条）

この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

この法律は日本国内の農業、ひいては日本国民の食料を守るためにこの法律があると解釈しています。ただこの現代の日本国内の状況に合っているのかと以下の観点から疑問を持ちました。

- 日本国内全体で人口が減っている点
- このまちにおいても人口集約の偏りが出てきている点（限界集落）
- 多様化が進み、農業を仕事として選択する可能性が低くなっている点

前提として、「**農地を農地として守ることは重要**」な点は変わりません。農地以外での利用ができない区分があることも前段の表で理解しております。

しかしながら、これに固執することが本当に正しいことなのでしょうか。利用に結び付かない、もしくは、その可能性がある農地は早めに違う方法を使い、利用する道を模索することが大切なのではないのでしょうか。耕作放棄地となってしまうのは遅いのです。

私たちが問題点として考えることは「農地を守るための農地法が耕作放棄地を増やしている」のではないかと思います。

① 農地以外での利用の可能性が想定されない。(第3種農地以外の区分)

農地利用が減っている現在そこを守ることが正しいのか、農地の区分によっては状況によった判断が必要であると考えます。もちろん農用地区域内農地をはじめ、農地以外では利用できない農地や農地を集約し、効率を上げるために整備した農地は農地利用を推進していかないといけないことは変わりありません。

しかし、それ以外の農地については、耕作放棄地化が進み、大型工事が必要になってしまった後では、農地どころか利用すらできない状態になります。その前に利用という観点を重要視することが大切と考えます。

② 農地以外での利用の可能性が想定されないため、農業従事者もしくは新規就農希望者しか情報を閲覧できない。

農地法第3条、4条を中心として農地の売買や移転等は厳しく制限されています。気軽に誰でも買うことができるわけでも、情報を得ることができるわけでもありません。正式な手続きを経て、農地として利用するよう法律で守られています。このため、営農目的以外の利用者が情報を得ることができないことが問題であると考えます。

③ このまちにある農地のどの場所がどの区分の農地なのかを一般の人は知らないこと。

農地法という法律があることすら、農業従事者以外の一般市民は知りえません。我々青年会議所内でも本事業の内容を説明した際、多くの人が初めて聞いた・知ったことでした。農地の法律やどの農地がどの区分を知らない、そしてこの問題がこのまちにあることすら知らない人は多くいます。

このことを踏まえて考えたことが本事業

Reuse (再生) ～このまちの魅力を未来へ～

です。

Reuse(再生)

～このまちの魅力をみらいへ～



Reuse(再生) ～このまちの魅力を未来へ～ ポイント

① 知ること

この問題を知ってもらうことが最も重要です。

② 一体となること

地域・市民・行政・企業が一体となってこの問題を知り、解決・利用に向け協力すること。

③ 発信すること

全国に発信することで利用のアイデアを増やし、よりよい利用や、新たな可能性に巡り合うきっかけを作ること。

機能と期待できる効果

土地所有者

- 本事業を知ること、自分の土地を今後どうするかを改めて考えてもらう。
- 所有者が県外在住の場合はこの仕組みを知ること、土地を持っているという認識を改めて考えるきっかけとなり、固定資産税を納付するか、利用につながる為の方法を考えるきっかけとなる。

公民館

- 本事業を知ること、管轄地域にこのような問題があることを改めて知ってもらう。そして問題を意識してもらうことで、地域の方向性を考えるきっかけとなる。また利用する意識と利用の為のきっかけを持ってもらうことができる。

農業委員

- 本事業を知ること、今まで農地は農地という考え方から利用するためにどのような方法があるのかを考えるきっかけとなる。地域住民や農業従事者も含めて、自分たちの地域でどういった利用が適切かを考えてもらい、地目変更も含め、利用に向けた積極的な行動がとれる。

学校・研究機関・商工会・地元企業・地元住民

- 本事業を知ること、利用することでの新規事業や新たな魅力の発掘、拡大も含めた土地利用することでの自身へのメリットを考えるきっかけとなることで、利用につながる可能性が生まれる。

行政

政策・・・本事業の必要性を考えていただき、仕組化を現実的にするために、課題と実用に向けた行動を取っていただきたい。

農業・・・本事業の必要性を考えていただき、農業利用に重点を置きつつも、利用に向け考えていただきたい。

税・・・県外所有者へ今後の土地利用に向けた行政の考えを伝えていただき、利用に向けた行動を取れるように促していただきたい。

農業委員会・・・農業委員からの情報を吸い上げ、このまちにおいてのよりよい利用方法を考えていただきたい。

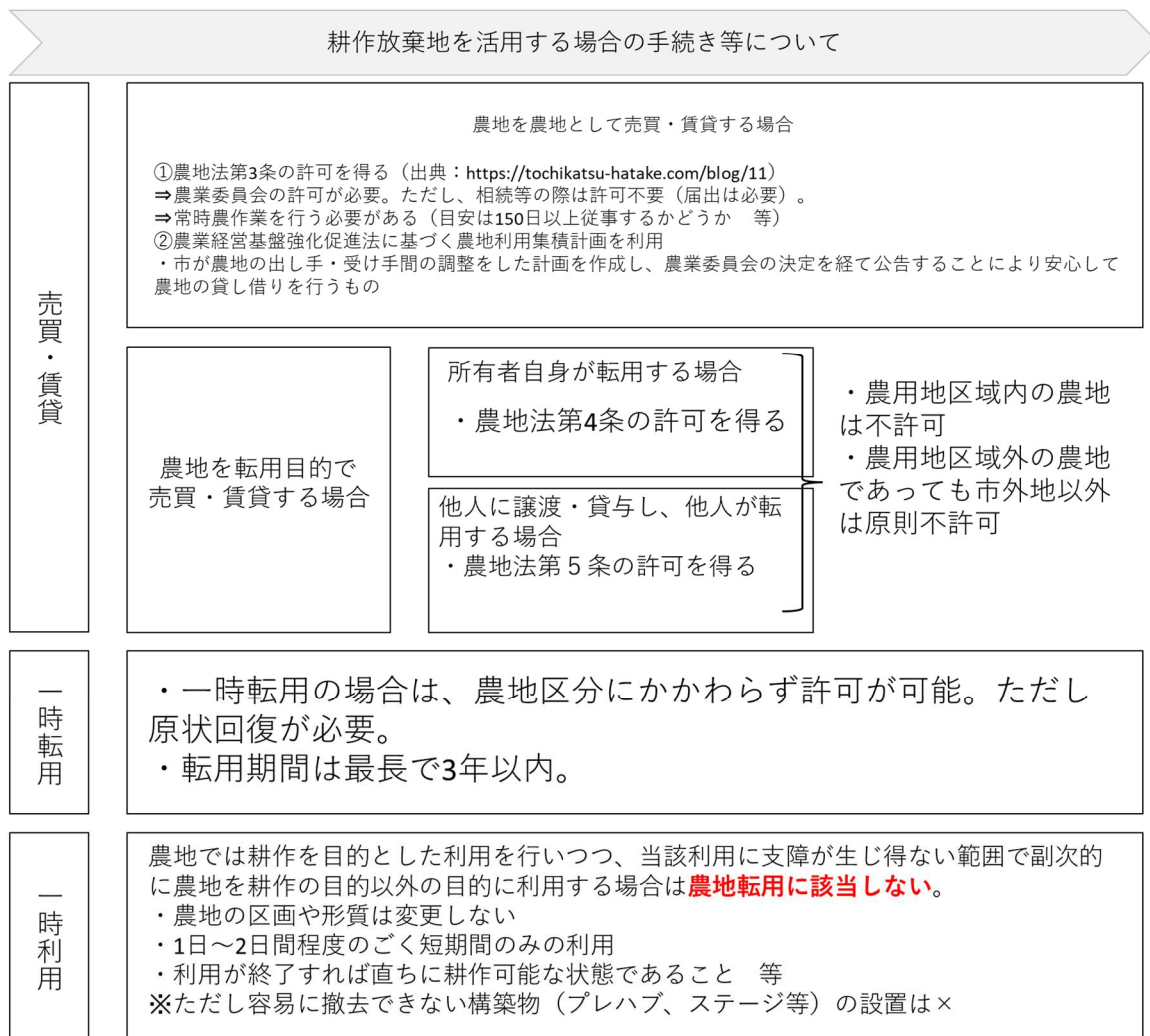
その他部署・・・本事業を知ること、業務の垣根を超え、利用の方法について管轄業務でどのような方法があるのか考えていただき、積極的な意見を出していただきたい。

第三者機関に求めるもの

- このまちが好きで、このまちのために動けること
- 様々な地域の人・団体などと交流や話し合いができること
- 県内外の団体や学校と協力体制にあり、利用による新たな試みや授業への活用などを提案できること
- このまちの小中高生にこの問題を知ってもらい、このまちの魅力を伝えることができること
- 本事業を含めた、この仕組みを各所に発信できること
- このまちをもっと魅力的なまちにしたいという志があること

第3章 モデルケース

モデルケースを考える前に「売買・賃貸」、「一時転用」「一時利用」について条件を整理します。



そして、モデルケースを考えるにあたって活用の方針を6項目、活用の種類を5項目決めました。

活用の方針

- ・耕作放棄地の問題を多くの方に知ってもらうこと
- ・このまちの農業の魅力を知ってもらうこと
- ・このまちの地域活性に繋がること
- ・このまちの未来に繋がること
- ・このまちの環境保全に役立てること
- ・このまちの防災に役立てること

活用内容

- ・産業振興につながる活用
- ・地域振興につながる活用
- ・教育につながる活用
- ・環境保全につながる活用
- ・防災につながる活用

活用事例①

活用区分：産業振興につながる活用、地域振興につながる活用

～ あおぞらマルシェ ～



マルシェ
【産業振興】

あおぞら
マルシェ

神楽
【地域振興】

内容：

○農業と伝統芸能をコラボレーションさせたイベントの開催

このまちの農産物や加工品を取りそろえたマルシェを開催する。また、より集客力を高めるためのコンテンツとして、地域の伝統芸能である石見神楽の上演も行うことで、地域にとっての基盤産業である農業の振興と地域振興につなげる。

利用区分：一時利用

利用による効果：

農産物・農産加工物の売り上げ向上と農産物・農産加工物・伝統芸能のPR効果が期待できる。また、マルシェと神楽という集客力の見込めるコンテンツを盛り込んだイベントを耕作放棄地上で実施することで、耕作放棄地をより身近な問題として広く一般市民に考えていただく機会となる。

活用事例②

活用区分：地域振興につながる活用

～ いなかに泊まろう！ ～



内容：

○コンテナハウスを利用した宿泊施設

このまちの観光・スポーツなどの地域周辺にコンテナハウスを設置し、宿泊施設として利用する。移動可能な宿泊施設。四季折々あるこのまちの観光・スポーツなどにその都度対応が可能で持続可能な施設。また、周辺に宿泊できる魅力はキャンプやグランピングに近い施設であり、現代の主流にマッチしている。

利用区分：一時転用・一時利用

利用による効果：

このまちの観光・スポーツなどを主軸として、宿泊施設として土地を利用。周辺に宿泊できるという利点をこの利用の魅力と定義することで、このまちだからできる利用方法。県内外の利用者をこのまちに呼ぶ効果となる。

活用事例③

活用区分：教育につながる活用、産業振興につながる活用

～ 미래の食卓 & 究極の食育 ～

加工



加工体験

収穫



収穫体験

整備

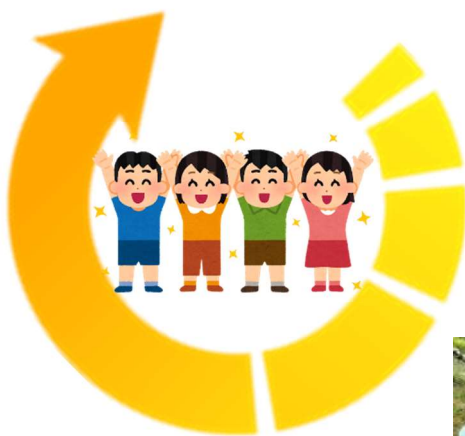


耕作放棄地の整備体験

栽培



栽培体験



内容：

○地域の小中高生を対象とした食育、学習体験

地域の小中高生を対象に、耕作放棄地の整備から農産物の栽培・収穫作業、農産物の加工品製造までを体験できる場をつくる。その際に、公民館などの地域コミュニティ団体や地域の大人が子ども達の良い先生役として協力いただきながら、このまちの農業の魅力を次世代につなぐことを目的として実施する。

利用区分：賃貸

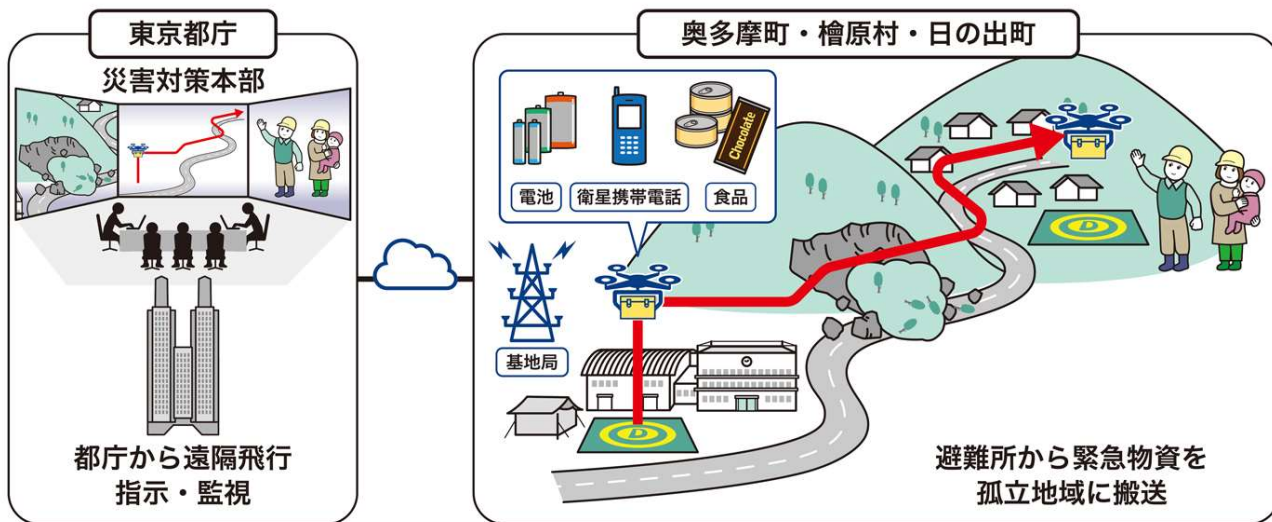
利用による効果：

整備⇒栽培⇒収穫⇒加工を体験することで、このまちの農業の魅力を体感することができるだけでなく、「食」をテーマに様々な大人と関わることによる食育活動につながる。

活用事例④

活用区分：防災につながる活用

～ 中山間地域での災害時利用 ～



災害公営住宅の建設

ドローン発着場としての活用



内容：

○災害時の活用

緊急時に物資輸送用ドローンの発着場や仮設住居の設置で利用。仮設住居においてはこのまちでの災害だけでなく、近隣の県での災害時でも活用できるようにする。

利用区分：一時転用・一時利用

利用による効果：

災害時に利用することで防災対策の幅が広がり一般市民への安心感に変わる。「山間部だから不便」ではなく、「山間部でも便利」に変わる。近隣県においてもこのまちの利用を意識してもらうことができる。

活用事例⑤

活用区分：産業振興につながる活用

～ クロモジプロジェクト ～



内容：

○クロモジの植樹、特産品づくり

このまちの企業が、クロモジの香りを活かした商品を開発。この動きを拡大し、森林資源の豊富なこのまちにおける新たな産業として定着を図る。

利用区分：賃貸、売買

利用による効果：

新たな活用・付加価値の創出と耕作放棄地の活用による農業×林業の連携が期待できる。

活用事例⑥

活用区分：農地拡大

～ 農地拡大プロジェクト ～



内容：

○農地バンクとの連携

農地バンク掲載の土地と農地バンク未掲載の耕作放棄地を合わせることで大きな土地として提案する。規模拡大を考える人や企業の農業参入などターゲットを絞って提案することで、このまちの農業の拡大を図る。大型機械が導入できるほどの面積が備われば規模拡大・新規就農・新規参入で農地が拡大する。

利用区分：賃貸、売買

利用による効果：

農地を農地として継続できるだけでなく、このまちの農業収入の増加や新規参入による人口増など多くの期待が持てる。

活用事例⑦

活用区分：利用用途拡大

～ このまち拡大プロジェクト ～



内容：

○土地を合算し新規事業を起こす

農地（転用可能）と使われなくなった土地を合算して利用し、新たな産業や新たな場所を作る。

利用区分：賃貸、売買

利用による効果：

新たな産業や場所を作ることでこのまちの産業活性化や地域コミュニティの増加など利用の可能性は多く広がり、このまちの活性化につながる。

活用事例としてあげたもの以外に活用の用途や方法は様々あります。

この問題に対してもっとも重要なことは「利用する」ことです。

「産業振興」、「地域振興」、「教育」、「防災」などの活用をおこなえば、同時に「環境保全」にもなります。

第4章 まとめ

各市町村が現在行っている「中山間地域振興基本条例」にも繋がる部分が本事業にはあると考えております。「放置」ではなく、「利用」に変えることができれば、このまちの魅力だけでなく、このまちの暮らし自体も守る、より良くすることができると確信しております。

私たち公益社団法人益田青年会議所は

「このまちのこのまちのひとが笑顔で住み暮らし続けられるまちづくり」を実現するために活動を続けていきます。

このReuse（再生）～このまちの魅力を未来へ～では発案者であり、利用者にもなれます。このまちの魅力を未来へ残し、そして、このまちの未来をより明るくするための熱意とこのまちに対して強い想いをもった青年世代が集まった団体です。

このまちの魅力が未来へ続いていくよう

Reuse（再生）～このまちの魅力を未来へ～

の実現に向けて皆様のご理解、そしてご決断を宜しくお願い申し上げます。





Reuse(再生)

～このまちの**魅力**をみらいへ～

事業発表：令和5年9月10日
公益社団法人益田青年会議所
2023年中長期計画委員会 作成